

◎2017年9月定例会・一般質問

◎知事職務代理人・教育長答弁

【知事職務代理人・服部誠太郎副知事】

ご答弁申し上げます。まずはじめに、人工内耳を装用する意義についてでございます。

人工内耳は、補聴器では聴こえの改善が難しい重度の聴覚障がいがある方にとりまして、改善効果が期待できる一部体内埋め込み型の医療機器でございます。

聴覚障がい児が音声を用いたコミュニケーションを行うためには、より早い時期から、音声による言語情報を聴神経に送ることが、医学的に推奨されておりまして、人工内耳の手術の適応年齢につきましても、現在は、満1歳まで引き下げられているところでございます。

このことから、言語習得期にあたる幼少期から人工内耳の装用を始めることは意義があるものと考えております。

次に、全ての市町村で人工内耳への助成を実現するための取り組みについてでございます。

市町村が障がい者に対し、自立生活支援のため、日常生活用具を給付または貸与する場合には、障害者総合支援法に基づきまして、国と県で補助いたします「市町村地域生活支援事業」の中に、日常生活用具を給付する事業が設けられております。

現在、この事業を活用することにより、人工内耳への助成を行っている県内の自治体は、お尋ねにもございましたように筑後市など3市にとどまっているところでございます。このため、県といたしましては、先月、県内4ブロックで開催いたしました市町村担当課長会議におきまして、この事業の活用をについて周知を図ったところでございます。

さらに、今後実施を予定いたしております障がい福祉計画についての市町村ごとの個別ヒアリングの機会を捉えまして、重度の難聴者に人工内耳がもたらす効果の重要性、先進市町村の取り組み事例等につきまして、丁寧な説明を行いまして、現在実施していない市町村の理解を深めてまいりたいと考えております。そのうえで、市町村地域生活支援事業の積極的な活用を改めて働きかけ、人工内耳に対する助成の取り組みを促進してまいります。

人工内耳の補装具への位置づけについてお尋ねがございました。

人工内耳につきましても、埋め込み手術を伴う場合は、健康保険の対象となりますが、体外機や電池の交換など医療行為を伴わない場合は、保険の対象外でございます。

ますため、聴覚障がい者の方の負担が大きい状況となっています。

このため、保険の対象とはならない部分につきましては、補装具としての支給対象とするよう、国に対し、他県と共同で要請を行っているところでございまして、今後も要請を続けてまいります。

次に、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用に係る課題と対応についてでございます。

本遺産群の保存活用につきましては、貴重な遺産を後世に守り伝えていくための神社や古墳群の保存、世界遺産としてふさわしい周辺環境の保全、そして、資産の中心である沖ノ島に渡島できない中での本遺産群の価値の発信という3つの課題があると考えております。

これらの課題に対応していくためには、県、地元市、資産所有者などの関係者が十分連携いたしまして取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、県、宗像市、福津市および宗像大社で構成いたします「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会、仮称でございますが、これを、本年10月を目途に新たに設置したいと考えております。この協議会におきましては、地元関係者の皆様や専門家の皆様のご意見をお伺いしながら、地元の保存活用に係る方針の決定や、今後の取り組みの検討などを行ってまいります。

沖ノ島の再現と展示についてでございます。

今年7月11日から9月3日まで九州国立博物館で開催をされました世界遺産ラスコー展におきましては、非公開の壁画を精密に再現したレプリカが、来訪者の皆さんの間で高い評価を受けたところでございます。また、明治日本の産業革命遺産・三重津海軍所跡など直接見ることができない資産につきまして、ヴァーチャル・リアリティ技術を活用して再現し、好評を得ている例もございます。

原則として神職以外は上陸できない沖ノ島につきましては、その価値を発信するために、宗像大社神宝館において、沖ノ島から出土した数多くの国宝を展示するほか、岩上祭祀や岩陰祭祀の跡が手に取るように分かる沖ノ島の立体的な縮尺模型を展示しているところでございます。

また、「海の道むなかた館」におきましては、沖ノ島に実際に上陸した気分が味わえる3D映像が体験できるようになっており、さらに、今年度は、沖ノ島祭祀が行われた巨岩群の全容が分かる映像を視聴できるようにすることといたしております。

今後とも、他の世界遺産の展示の仕方を参考としながら、より臨場感をもって、多くの方に沖ノ島の価値を深く理解していただくための方策につきまして、先ほど申し上げた保存活用協議会において検討を進めてまいります。

最後に、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の位置づけと、県内市町村と連携した観光振興についてでございます。

本遺産群は、古来からの日本とアジアとの交流を背景に持つ本県の「歴史観光の拠点」のひとつであると考えております。

県では、この世界遺産登録を契機といたしまして、市町村や観光協会のご協力をいただきながら、神社、遺跡、その周辺の食や見どころの情報を収集いたしまして、ひとつには、宗像大社、志賀海神社、住吉神社など海の神々の伝承地を訪ねるルート、また、岩戸山古墳など筑後地域の古墳群を巡るルートなど、県内各地にモデルコースをつくりまして、これらをパンフレットやウェブサイトで情報発信いたしますとともに、旅行会社などに提案いたしまして、旅行商品の造成を促し、観光客の誘客に努めているところでございます。

今後さらに、県内を訪れる観光客の皆様の満足度を高めていくためには、観光資源の展示方法や案内表示を工夫すること、おもてなしの向上など、地域を挙げた改善の取り組みが必要でございます。

このため、県では、自転車やトレッキングをテーマとした勉強会、観光ボランティアの育成に関する協議会、各地域の観光振興の中核となる DMO 人材の育成を図る検討会などを立ち上げておりまして、こうした機会を通じ、市町村、観光協会、民間企業とともに、観光客の利便性向上や周辺の観光資源の魅力向上に向けて検討、協議を進めているところでございます。

今後も、こうした市町村、観光協会などと協議する場を増やしまして、地域の皆さんの意欲を高め、県内各地の観光振興につなげてまいる考えでございます。

【城戸秀明・教育長】

高度な医療的ケアを必要とする子どもに対する教育環境の整備と保護者負担の軽減についてでございます。

県教育委員会といたしましては、障がいのある児童生徒が、その能力及び特性等に応じた十分な教育が受けられるよう、環境を整備し、必要な支援を行っていく必要があると考えております。

こうした観点から、人工呼吸器や酸素療法が必要な子どもの医療的ケアについても、平成 28 年 5 月の児童福祉法の改正を踏まえ、一律に保護者対応とするのではなく、個別に対応の可能性を検討するなど、できる限り負担の軽減に努める必要があると考えております。

人工呼吸器や酸素療法が必要な子どもの医療的ケアについてでございます。

こうした子どもについても、できる限り医療的ケア体制整備事業の対象とすることが望ましいと考えますが、これに当たりましては、実施要綱の改正による実施範囲の明確化や、看護職員に求める技量の高度化とその確保、および医療・福祉等の関係機関と連携した学校の支援体制づくりなどの課題があると考えております。

今後、医療的ケアに関する運営協議会において、医師、弁護士等の専門家の助言を仰ぎながら、実施に当たってのこうした課題に対する具体的な方策について協議し、次年度以降の対応を検討してまいります。

高度な医療的ケアに対応できる看護職員の確保についてでございます。

医療的ケアの実施においては、体調が急変する場合も多く、緊急時の迅速かつ正確な対応が求められることから、職員の資質の向上が重要であります。

今後、人工呼吸器や酸素療法が必要な子どもに対する高度な医療的ケアの実施も視野に入れ、看護協会や訪問看護ステーションなどの関係機関とも連携しながら、高度な技量を有する看護職員の人材確保に努めてまいります。

#### 【田辺の再登壇・意見】

ご答弁をいただきました。

特別支援学校における医療的ケアの実施について、知事職務代理者の服部副知事、今、教育長がご答弁いただきましたように、県教育委員会としては、人工呼吸器や酸素療法といった高度な医療的ケアについても、現場で、特別支援学校の中で対応をするのが望ましいと、そうした意向を持って、特に看護職員のところの答弁でもいただいておりますけれども、これを実施するということも視野に入れて職員確保をしていきたいという考えを示していただいております。

県教育委員会は、こうした一人一人の子どもさん、親御さんをしっかりと大事にしたいと。小川知事の理念にも通ずるところがありますが、そうした姿勢を示していただいています。次年度以降、課題を今から整理する必要があるはありますが、本当に実施するに当たっては、知事部局そして知事や副知事らの判断というのが、それが後押ししていこうという判断が必要になってきます。財政の問題が、教育委員会にとっては、非常に負担になってきますので、そうしたご配慮も今後していただきたいということを要望いたしまして、一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。